

市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針

平成30年3月8日

市川市教育委員会

(はじめに)

急激な少子高齢化や情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきています。そのような中、少子化の進展による学校の過度な小規模化をもたらす教育条件への影響に対する懸念を背景として、本市教育委員会は、平成28年7月、市川市教育振興審議会に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について」諮問を行いました。

審議会では、本市教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、学校の適正規模に対する考え方や、適正配置の検討にあたって留意すべき内容を様々な視点からご検討いただき、平成29年11月に答申をいただきました。

本市は答申の内容を尊重し、これからの学校の教育条件の維持向上を図るため、以下に小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を示します。

(基本的な考え方)

本市教育の基本理念の「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育です。それは地域コミュニティを基盤とするものであり、身近な生活圏域で構成される住民組織による、地域の学校への主体的な関与が不可欠です。

また、「未来へつなぐ教育」とは、子どもの学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。それは、小・中学校の連続性（9年間の義務教育）を基盤とするものであり、新学習指導要領においても、学校段階等間の円滑な接続が重視されているように、本市が教育を支えるための制度設計を行うことが重要になります。

教育は学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが求められます。国の中央教育審議会等においても、これからの時代は、学校と地域が相互に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があるとされ、これまで以上に地域ぐるみで、子どもたちの義務教育9年間の学びを支える仕組みを整えることが必要になります。

そのため、本市では中学校区という単位をより一層重視し、学びと育ちの連続した環境づくりを図っていきます。

(方針の実現を図るにあたって)

これからの学校の教育条件の維持向上には、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠です。方針の実現を図るための施策の実施にあたっては、学校運営協議会等を通して、保護者や地域住民に対する丁寧な説明を行い、相互の理解を深めていくよう努めていきます。

(適正規模について)

本市では小・中学校の通常学級の適正な学級数を、概ね12学級から18学級とします。

規模による課題を最小化し、新学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現ができると同時に、専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成を図ることが可能な規模として、国の標準規模をもとに検討を行った答申の内容を踏まえたものです。

本市の児童生徒数は昭和58年度のピーク時と比較し約62%に減少しており、将来人口推計においても、更に減少していくことが予測されています。その一方で、特定の学校の小規模化や大規模化により、本市には様々な規模の学校があります。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があります。小規模校には、きめ細かな指導が行いやすい等の利点がありますが、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響も懸念されます。

一方、大規模校には、多様なグループ活動が可能なこと等による利点がありますが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念されます。

(適正配置について)

本市は、小規模校に対して、答申で提言されている三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じて複合的に実施します。

実施時期は、規模を原因とした課題の影響が顕著になると考えられる、小学校で6学級、中学校で9学級以下に学校がなるまでにとします。

ただし、施設整備が必要となる方策は、校舎の築年数や施設の複合化等も考慮し、実施時期を決定します。

答申で提言された小規模校に対する適正配置の方策と、それに対する本市の考え方は、以下の通りです。

(1) 通学区域の見直し

小規模校に、隣接する学校の通学区域の一部を編入することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、通学区域の過去の状況の把握に努めるとともに、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離に留意します。

(2) 学校統合

小規模校を隣接する学校と統合することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離等に留意します。

学校は子どもたちへの教育を行う施設であるだけでなく、避難所や文化・スポーツの活動拠点としての役割を担っており、地域コミュニティの中核的な存在であることから、地域のつながりに配慮し、慎重に検討を行います。

(3) 義務教育学校の設置

小規模校がある地域の、中学校と一つあるいは複数の小学校とを、新しい学校種である義務教育学校に移行するものです。

平成28年度に開校した義務教育学校「塩浜学園」の成果を検証した上で、9年間の一貫した教育を可能とする義務教育学校の設置を検討します。その際の規模は、各学年3学級程度を目安とします。

検討の結果、隣接する学校の規模や通学条件などから、以上の三つの方策のいずれも実施することが困難な場合は、教職員の加配などにより、規模による課題を軽減させるための学校支援を行います。

大規模校については、将来的には大部分が適正規模の範囲に収まると予測されます。それまでの期間は、通学区域の見直しや必要に応じた学校支援を行うことにより、学校運営上の課題の軽減を図ります。

(小・中学校の連続性について)

本市では多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している現状があります。これからの学校の教育条件の維持向上を図るためには、小・中学校の通学区域は一致していることが望ましいと考えます。そのため、校舎の建て替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討します。

また、通学区域の弾力的運用として、本市では小・中学校ともに指定校変更制度を設けていますが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度のあり方については見直しを進めていきます。

(本方針の見直しについて)

社会情勢やまちづくりの方針の変化、児童生徒数の増減などに対応するため、本方針は必要に応じて見直しを行っていくものとします。